

# 分別/置場用 啓発グッズ(ラミネート看板) メニュー

※ひとつの枠にふたつの画像があるものは、両面パネルです。 ※①～⑩は地域の集団回収では使用できません。

作成:令和8年4月1日

<p>①-第〇回目の粗大ごみ(大型・小型) [横]</p> <p>第〇回目( )のごみ収集は <b>大型限定</b> 収集日当日に出してください</p> <p>第〇回目( )のごみ収集は <b>小型限定</b> 収集日当日に出してください</p>	<p>②-第〇回目の粗大ごみ(大型・小型) [縦]</p> <p>第〇回目(〇)のごみ収集は <b>大型限定</b> 収集日当日に出してください</p> <p>第〇回目(〇)のごみ収集は <b>小型限定</b> 収集日当日に出してください</p>	<p>③-本日の粗大ごみ(大型・小型)</p> <p>本日の粗大ごみ収集は <b>「大型」</b>です</p> <p>本日の粗大ごみ収集は <b>「小型」</b>です</p>	<p>④-次回の粗大ごみ(大型・小型)</p> <p>次回の粗大ごみ収集は <b>大型限定</b> 収集日当日に出してください</p> <p>次回の粗大ごみ収集は <b>小型限定</b> 収集日当日に出してください</p>
<p>⑤-粗大ごみ(小型・大型)の収集日と説明</p> <p><b>粗大ごみ</b></p> <p><b>小型</b> 30cm以上1m未満のごみ 毎月 回日の 曜日 45リットルの袋に入らない、家電製品、布団、じゅうたん、カーペット、畳(畳巻に切る)、剪定した枝幹など</p> <p><b>大型</b> 大きさが1m以上のごみ 毎月 回日の 曜日 自転車・家具類など ※ただし、幅・高さ・奥行のいずれかが1m未満であること (幅・高さ・奥行すべて1mを超えるものは、分解可能な限り小さく、ひも等で固定しつなぐ。大きなものを、小型または大型の粗大ごみで出してください)</p> <p>茨木市 [問合せ] 環境事業課 TEL 634-0351 環境政策課 TEL 620-1644</p>	<p>⑥-資源物の収集日と説明</p> <p>缶・びん (化粧品びんを含む) ペットボトル 毎月 回日・回日の 曜日</p> <p>古紙布 毎月 回日の 曜日</p> <p>茨木市 [問合せ] 環境事業課 TEL 634-0351 環境政策課 TEL 620-1644</p>	<p>⑦-資源物の出し方警告</p> <p>資源物(缶・びん・ペットボトル)を 遅く出さず、収集しなさい</p>	<p>⑧-ゴミ出しのルール [縦]</p> <p>ごみ出しの ルール・マナーを 守りましょう</p> <p>ごみ出しは指定された場所に 当日の朝8時までに出しましょう</p> <p>ごみ出し区分ごとに分けて 指定された日に出しましょう</p>
<p>⑩-収集できないごみ</p> <p>次のごみは <b>収集できません!!</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>決められた品目の収集日以外に出されたごみ</li> <li>収集後に出されたごみ</li> <li>分別されていないごみ</li> <li>規格外のごみ             <ul style="list-style-type: none"> <li>小型粗大ごみの日⇒小型粗大ごみ・大型粗大ごみ</li> <li>大型粗大ごみの日⇒小型粗大ごみ・大型粗大ごみ</li> </ul> </li> </ol> <p>ごみ出しのルールを守って、 収集日当日(朝8時まで)に出してください</p>	<p>⑪-タバコ・空き缶等のポイ捨て</p> <p><b>タバコ 空き缶 等の ポイ捨ては 処罰されます。</b></p> <p>茨木警察署 茨木市役所</p> <p>・原則、掲示場所は私有地である必要があります。(道路等に設置されたい場合は、一度ご連絡ください)</p>	<p>⑫-カラス対策 ネットをしっかりと</p> <p>ごみを出したら、 <b>ネットを 「しっかり」 かけましょう!</b></p>	<p>⑬-これらは「普通ごみ」です(不燃物⇒資源物)</p> <p>これらは「普通ごみ」です。 ごみ袋に入れて、普通ごみの日に出して下さい。</p> <p>小型の金属類 皮革類・ゴム類 小型のプラスチック類</p> <p>普通ごみの 収集日・場所へ</p> <p>茨木市 [問合せ] 環境事業課 TEL 634-0351 環境政策課 TEL 620-1644</p> <p>・ごみ袋は45リットルの透明なものだけが使えます。 ・ごみ袋に入られていない普通ごみは収集しません。 ・普通ごみ以外の日に出されても収集しません。</p>

# パンフレット・プラスチック看板等

※ひとつの枠にふたつの画像があるものは、両面パネルです。

作成: 令和8年4月1日

## A-ごみの分け方と出し方・収集日程表 (日・英・中・韓)

## B-ごみ分別アプリちらし

## C-持ち去り禁止看板

## D-持ち去り禁止シート (合成布製・防鳥ネット用)



・掲示用にラミネート処理もできます。

・条例の対象は資源物のみです(粗大ごみは併記していますが、条例の対象外です)。  
 ・市の収集以外(地域の集団回収)では使えません。